

件名：成田国際空港新管制塔新築設計技術協力業務

東空契第767号  
令和3年10月29日

質問 番号	図面番号	質 疑	回 答
1	説明書6.(7)	非選定と通知された者とは、優先交渉権者以外の参加者で欠格要件等に該当したものの理解でよろしいでしょうか。	よろしい。
2	説明書6.(9)	技術提案の評価の通知に関して、メールにて、評価内容・評価点等技術提案の評価について具体的に確認できるとの理解で宜しいでしょうか。	説明書6.(9)に関しては、技術提案の提案毎に「加点対象として評価する」「加点対象として評価しない」「不採用」と評価付けられた結果を問い合わせることができる。
3	説明書5.(4) 1) ③	ヒアリングの出席者は配置予定の管理技術者又は主任担当技術者とありますが、何名まで出席可能でしょうかご教示ください。	会場の都合上8名まで出席可能。
4	説明書5.(4) 1) ③	主任担当技術者とは技術協力業務を担当する者との理解で宜しいでしょうか。	よろしい。
5	説明書5.(5)	技術提案の記載内容が不履行の場合に違約及び指名停止等の措置を講じることあるとありますが、違約金の算出方法をご教示ください。	現時点では違約金が発生する状況となった場合、受注者に対し請負代金額の十分の一を違約金として支払わせる。
6	説明書5.(7)	技術提案の改善は、必要に応じて提案者自らが改善した提案をできるとの理解で宜しいでしょうか。	説明書5.(7) ②に該当する場合は可能であるが、あくまでも改善であり、既存の提案内容を踏襲すること。全く新規の技術提案と既存の技術提案とを差替えることは認められない。

7	説明書5.(7)	技術提案の改善についてどのように提出するのかご指示願います。(持参/電子等)	様式4-2~4に記載の担当者宛、電子メールにて提出する。
8	説明書6.(11)	価格等の交渉の不成立があった場合に、次順位の者が交渉権者になり、技術業務委託契約の締結及び価格交渉を行うとありますが、その場合には、設計及び工事工期については協議できるとの理解で宜しいでしょうか。	説明書6.(11) 3)にて新たに優先交渉権者となった者は、価格等の交渉の意思を確認した上で、技術提案を反映した設計を改めて実施する。価格等の交渉に期間を要することにより、工事着手時期が変動することが見込まれる場合には工期の見直しを行う。
9	説明書12	契約保証金は見積徴収日から5日以内に請負代金額の10%以上とありますが、技術協力業務に関する契約保証金は無いと理解で宜しいでしょうか。	技術協力業務の契約にあたり説明書12. の契約保証金は必要です。
10	手続き開始の公示4.(5)	提出書類に参考見積書がありますが、①金額の多寡により評価(審査)への影響はないとの理解でよろしいでしょうか。②提出した参考見積金額が優先交渉権者となった場合の技術協力業務費になるとの理解で宜しいでしょうか。	参加表明時に提出いただく技術協力業務の契約に関する参考見積書については、評価(審査)へ影響しない。優先交渉権者の選定後、見積合せを実施するため、参考見積書の金額がそのまま技術協力業務費になるとは限らない。

件名： 成田国際空港新管制塔新築設計技術協力業務

令和3年10月26日

東空建第185号

質問 番号	図面番号	質 疑	回 答
1	手続きの公示 1.(7)	参考額として工事の規模を想定していますが、見積交渉時には最新（令和6年3月時の単価等）の参考額を提示されるとの理解で宜しいでしょうか。	参考額を改めて提示することはないが、別途契約の設計業務に技術提案内容を反映させながら価格等の交渉を行い、交渉が成立した時点で施工の契約を締結することになるため、最新の市況を踏まえた工事価格になると考えている。
2	その他	今回配信された資料以外に追加資料はありますか。ある場合は、いつ配布されますか。	公募型プロポーザル方式に係る手順開始の公示 1. 業務概要（7）参考額」に示すとおり、技術協力業務の参考額を技術提案書の提出者として選定した者に対して、一次審査結果の通知とあわせて配布する。

## 件名：成田国際空港新管制塔新築設計技術協力業務

東空契第767号  
令和3年10月29日

質問 番号	図面番号	質 疑	回 答
1		技術提案書の様式4-2～4-4で別紙にて参考資料等を添付することは不可との理解で宜しいでしょうか。	よろしい。ただし、説明書5.(7)技術提案書の改善②において、発注者が必要に応じて指示する資料は除く。
2	様式4-1	技術提案書申請書を電子調達システムで提出する場合に提出者他に捺印が必要でしょうか。捺印が必要な場合はPDFデータでの提出で宜しいでしょうか。	技術提案書申請書を電子調達システムにて提出する場合、捺印は不要です。
3	様式集	様式4-1～様式6まではPDFデータでの提出で宜しいでしょうか。	よろしい。ただし、様式4-2～4については、記載のとおり申請書類と同じ電子データ(Microsoft Word 又は Excel)を別途記載の担当者宛、メール送信しなければならない。
4	様式集	電子調達システムで提出する場合には容量制限があればご教示ください。	電子調達システム操作マニュアル 4入札業務編には「全ファイル合計で10MB(メガバイト)が上限サイズ」と記載されています。詳細は同マニュアル及びヘルプデスクへの問い合わせにてご確認ください。